

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年10月11日(火曜日)
午後1時00分～午後3時24分
- 2 場 所 委員会室(議場)
- 3 出席委員 秋 枝 秀 稔 委員 長 三 好 睦 子 副委員 長
荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
猶 野 智 和 委 員 坪 井 康 男 委 員
杉 山 武 志 委 員 村 田 弘 司 委 員
藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹
阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波 佐 間 敏 副 市 長 藤 澤 和 昭 総 務 企 画 部 長
中 嶋 一 彦 総 務 企 画 部 次 長 岡 崎 基 代 行 政 経 営 課 長
落 合 浩 志 庁 舎 整 備 推 進 室 長 中 島 高 輝 庁 舎 整 備 推 進 室 主 査
- 8 説明のため出席した参考人の職・氏名
中 村 文 紀 株 式 会 社 東 畑 建 築 事 務 所 フェロー デザイン・オフィサー(設計部門統括)
木 下 隆 嗣 株 式 会 社 東 畑 建 設 事 務 所 構 造 設 計 室 部 長
下 田 康 晴 株 式 会 社 東 畑 建 設 事 務 所 設 計 室 主 管
- 9 会議の次第は次のとおりである。

午後1時00分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまから、新庁舎等建設特別委員会を開会いたします。

本日は、前回のこの特別委員会において決定したとおり、株式会社東畑建築事務所に参考人として出席をいただいております。恐れ入りますが、自己紹介を簡単にお願いいたします。

○参考人（東畑建築事務所 中村文紀君） 東畑建築事務所でございます。

プロポーザルから、それから設計、そして監理と引き続きお仕事させていただいております。

私は、その中で設計の監理技術者を務めております東畑建築事務所中村と申します。よろしくをお願いいたします。

○参考人（東畑建築事務所 木下隆嗣君） 同じく、私は、構造設計の担当責任者でやっています木下と申します。よろしくお願ひします。

○参考人（東畑建築事務所 下田康晴君） 同じく、東畑建築事務所の意匠設計と現場のほうも設計監理のほうを担当させていただいております下田と申します。よろしくお願ひします。

○委員長（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります

○委員（藤井敏通君） 委員長、確認したいことがあるんですけど、よろしいでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井敏通君） 今回のこの特別委員会の目的というか、何をここで協議するかということについて確認したいんですけども。

○委員長（秋枝秀稔君） これは、まず最初に、令和2年5月11日にこの委員会が設置しておられます。

中身は5点ありました。

新庁舎の建築とかそういう関係、規模とか、議場等とかいろんな――それから5番目で、その他ということいろいろありまして。

本日は、議題に入っておりますとおり――調査事項に入っておりますとおり、今日は見られたとおりでございますが、当初の入札方法確定までの経緯とか、そういうことを今日協議いたします。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。

私が、今、確認したいと申しましたのは、この委員会の設立、これはかなり以前ですけれど、5項目ですか、それはあると思うんですけども、特に、本日ここでということで、今、議題2つということで委員長のほうから提案がありましたけれども、この、今回——今日の開くにあたって、今まで9月15日ですか、本会議があつて、それで補正予算の提案があつて、それについて、予算決算委員会で議論しましたけれども、結局、まだ未了ということで延びておりますね。

したがって、その大きな理由は、追加工事約5,000の継続費、これについてということが一番のポイントだったと思います。

したがって、今日、この予算——ごめんなさい、特別委員会では、その追加予算、継続費の3億円なりっていうか、そのことが特に協議して、その過程においてどういう過程でそういう追加予算——金額になったのか、その過程がどうであったかと。

特に、この点をメインにぜひ協議して、予算決算委員会で補正予算もきちんと採決されるようにというふうに思いますので、ぜひ、そういうことで、議事運営のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 最初に申し遅れましたけど、一応、今日の委員会2時間の予定で計画しております。1時間たったら休憩を取りまして、約2時間で計画しておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

初めに、当初、入札方法確定までの経緯についてを、執行部から簡潔に説明をお願いいたします。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、当初、入札方法確定までの経緯について御説明いたします。

美祢市新本庁舎建設工事に関しましては、発注前に発注方針を事前に公表しております。他市におきましても、新庁舎建設時には同様のことが行われておりまして、これは、受注業者が入札準備をスムーズに行うことを目的としております。

発注方針においては、他市の発注状況等も踏まえ、発注方法——申し訳ありません、発注方式、受注体系及び選定方式を定めております。

発注方式につきましては、建築、電気、機械設備等の工事を別の専門事業者が発注

注する分離発注と一括して発注する方式で検討したところ、市内設備事業者の規模等の状況や工事費比較において、一括発注に優位性があるものの、市といたしましては、市内業者の参入を推進することを目的とし、分離発注が望ましいとしたところであります。

また、受注体系につきましては、単体事業者、または共同企業体による受注、さらに、共同企業体とした場合における結成時期についても検討を行った結果、市内事業者の規模の状況から、市外事業者と市内事業者の共同体への発注が望ましいとし、市外事業者が多く参入——参加することで働く競争原理を考慮し、入札後、結成方式に優位性があるとしたところであります。

施工者選定方式としましては、方針については、美祢市建設工事等指名審査会要綱の定めにより、指名審査会において審査決定するとし、条件付一般競争入札とされたところであります。

この発注方針を定め、令和3年6月定例会において、建設工事における補正予算可決後、同年7月1日に市のホームページにより公表を行っております。

さらに、公表後は、同年7月30日に事業着手に係る起工伺を行い、総務課から監理課へ指名審査会開催依頼通知を行い、第一指名審査会を経て、先に説明をいたしました入札方針に基づく入札公告を同年8月17日に行ったところであります。

以上が、入札方法確定までの経緯でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

執行部から先の委員会において、答えがちょっと残っておることがあるということで、執行部のほうで説明をお願いいたします。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、さきの予算決算委員会におきまして、猶野委員から御質問のありました件につきまして、御回答させていただきたいと思っております。

猶野委員から、地質の検討について、本庁舎整備検討委員会において議論されているかという趣旨の御質問であったかと存じます。

この検討委員会におきましては、主に建設の必要性について検討され、この中で、建設場所、それから浸水対策、耐震性等までの議論はなされておりますけれども、地質についての検討はなされておりましたので、御報告いたします。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） すみません。順番が後先になりまして——ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、質疑に……（発言する者あり）山中委員。

○委員（山中佳子君） 今、説明を受けましたのは、2ページにあります新庁舎建築工事発注方針についてだと思えますけれども、一括発注が分離発注より1,767万円安くなると試算されているにもかかわらず、市内業者の参入を推進するため、分離発注が望ましいと結論づけられておりますが、結果的には市内業者の参入はどうだったのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

市内業者の参入状況について、いかがでしたかという御質問だったと思います。

美祢市新本庁舎の新庁舎建築工事におきましては、市内5者の建築事業者より構成員としての参加の手が挙がっておったところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 今までの大型工事と比較して、その数は多いのでしょうか、少ないのでしょうか、同じでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

当時、市内事業者の建築工事業者の中で、特定建設業者、特定建設業の許可と申しますのは、下請の工事金額が建築工事で申しますと6,000万円以上になる場合に、特定建設業の許可が必要になってくるわけでございますが、この工事の場合、下請工事が6,000万円を超すということから、入札公告におきまして、特定建設業の許可を有していることという条件を付しております。

ちなみに、当時、令和3年度におきましては、特定建設業の許可を有する市内事業者は6者いらっしゃいました。そのうち5者から参加の御意向があったということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 議会への報告では、建築主体工事が5者、それから電気設備工事が2者、それから機械設備工事が1者となっておりますが、この選定の今機械主体工事のほうは6,000万円以上の下請のあると言われましたけれども、ほかの条件というものが分かる資料をこの次で結構ですけれども、出していただけますか。具体的に書面で。可能でしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、私、建築事業者のみを建築工事を対象として御説明しましたので、確かに電気設備工事におきましては市内2者、機械設備工事におきましては市内1者の構成員の手が挙がったところでございます。

こちらにつきましては、ただいま配信しております資料の12ページをお開きください。

こちらが今回、建築工事に特化した資料をとというふうに、前委員長から申し受けておりましたので、建築工事部分しか添付しておりませんが、入札公告におきまして、構成員たる資格について明記しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） ここで、ちょっと委員長から気になることがありますので、質問をちょっと出したいと思います。

というのが、特別委員会で、議会で審議を続けていくことで、工期が延長になるかどうか、市民に迷惑がかかるようなことになるかどうか、それを、私は工期等は——特に——工期が延期されるとかそうないと思いますが、一応、確認のため御答弁をお願いしたいと思います。落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの秋枝委員長の御質問にお答えいたします。

令和4年6月24日開催の新庁舎等建設特別委員会におきまして、新庁舎の竣工は現段階におきましては、令和5年7月末と申し上げたところでございますが、スラブコンクリートの打設時期が、当初予定していた夏場から冬場に変更になりますことから、令和3年度版の美祢市の環境の月別の平均気温並びに公共建築工事標準仕

様書における平均気温と、コンクリートの養生期間を勘案いたしまして、各階において約10日、合計約40日の養生期間の追加が必要であるとの判断から1か月を追加し、現段階では、本庁舎の竣工を令和5年8月末としておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君）　ということで、委員会——委員会開催による——開催によって工期が延長になるということはないということによろしいですね。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君）　ただいまの委員長の御質問にお答えしたいと思います。

確認ですけれども、この委員会の開会によって、何らか工事の工期延期……

○委員長（秋枝秀稔君）　そうです。

○総務企画部長（藤澤和昭君）　これは、私どもの考えですけど、この委員会がずっと長くなっていくと、それによって、決めなくてはいけないことがどんどん延びていきますので、それによっては延びる可能性があると考えております。

○委員長（秋枝秀稔君）　具体的には、どういう内容でしょう。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

本体工事のこの案件によって影響が出てきますのは、例えば、具体的に申しますと、別館の移設工事であります。

別館の工事につきましては、当初予算で計上させていただいて、これを進める予定でしたが、今回、本体工事のことがまだ決定されておられませんので、それによりまして、別館工事の工期等も影響が出てくるものと考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君）　杉山委員。

○委員（杉山武志君）　本委員会は、議決機関じゃないと思うんですよ。

ですから、それによって工事が遅れるとか、そういうのはないんじゃないかと思うんですが、もう一度お考えいただけますか。

○委員長（秋枝秀稔君）　藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君）　ただいまの杉山委員のほうの御質問にお答えしたいと思います。

確かに、こちらで議決をするということではございませんが、今回の予算委員会

の中で特別委員会の審議を待って、審議の中で熟議の上で予算委員会のほうの結論を出すということになっておりますので、やはり、この委員会の重さというのはあると考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑はございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 先ほど、以前、私が質問したことに返答いただきましたことの件なのですが、私が以前質問したというのが、この本庁舎を建てるにあたって、事前にもう四、五年前から、市長の諮問機関がいろいろな都度開かれて、そこで、どこにこの本庁舎を建てるか。で、建てた場合のメリット、デメリット、あと、そういうリスクなどもそこで洗い出されていたということで、そのときに、今回の地質的な特殊性っていうのが指摘されているか——いたかどうかというようなことがあったかどうか、議事録を調べてくれというのが以前の私の質問で、今回お答えいただいたのが、地質的な議論はなかったということだったと思います。

これは裏返せば、執行部としては、そこの洗い出しの場で、そういう指摘がなかったということは、なかなかそこの——それに伴うリスクを考えた設計に持っていくのは、なかなか難しかったことではなかったかという1つの証拠になるのではないかと思うのですね。

ですから、ここの——もともとこれが予測——予見できたのではないかという意見が前回ありましたが、ここの1つの事実として上がったことは確認といいますか、皆さんの中で——委員の中で共通認識しておくところではないかなと思います。

質問ではございませんが、この委員会の1つの流れとして、予見できたかどうかという話の上での設計上——設計をする段階の予見ができたかどうかという1つの証拠になりますので、重要な点だと思うので、ここで述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 既に、この委員会の実質的な審議に入っておるということによるんでしょうか。そういうことでいいんですね。

ならば、今の猶野委員の発言に対して、反論があります。

具体的に言います。私は、抽象的な話は嫌いですから、具体的に、かつ、市民に分かりやすく話をしたいと思います。

今回のメインのテーマは、要するに工事費用が3億円増額になりますよと、それから工期も5か月延伸されますよと、この2つですよ。ほかは、格別重要な案件はないわけですよ。これが果たして、どういうことなのかということになると思います。

そこで、私は、これは質問なんですがね、今回、工事实施にあたって、応札される業者にこの地下の状況について、どのような前提条件を提示されたんでしょうかということ。当然、応募する業者にとっては、何もなくて自分が勝手につくるわけじゃないでしょう。

そこで、大変素朴な質問なんですがね。応募業者に対して、実施設計図書を提示、開示されるんでしょうかと、まず、その質問から入ります。それで、要するに予見されたか、されなかったかというのは、そこからスタートです。

今の質問にお答え願いたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合庁舎整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。

応札事業者に対して、地下の地盤の状況の説明があったかという御質問であったかと思います。

本工事におきましては、実施設計業務を終えまして、その実施設計の中で必要だとされた事象につきまして、工事の図面、そして、積算書という工事仕様書になりますけれども、こちらについてお示ししたところではありますが、地盤の状況がこういうふうになっているという具体的な説明は、工事発注の際にはしておりません。

あくまで、実施設計において、ボーリング調査を10か所追加して、地下の状況を推定して、先行掘削が18か所になるよ、杭が67か所あるよということの説明だけでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 実施設計の主たる地下に関する話ですよ。

底まで67本の杭を打設しますよと、それから、うち18か所については、オールケーシング工法で実施しますよと、そういうデータは、当然お出しになっているわけですよ。で、そのようなデータを、これ、お見えになっている東畑設計事務所

さんのほうで出されたんでしょうか。当然そうですね。で、そういうデータをお出しになつとるということですね。

私の素朴な疑問は、もう既に、実施設計の段階で18か所のオールケーシング工法を採用しますよとおっしゃっているのは、要するに、地下に溶食洞があるよという当然の事実を前提にしておられるはずですね。

そうすると、地下に溶食洞があるということは、もうその段階でその分布の広がりには明確じゃありませんけど、お分かりになってたんですね。当然、そういう理屈になるはずですよ。

それで、私の疑問は、もうそんな抽象的な話じゃなしに、実施設計の段階ですよ。67本打つ杭のうち18か所ですかね、それは、もう普通に杭は打設できないと、事前に先行掘削をして、その穴に杭を入れると。そこまで、きちんと見通しを立てておられるんですよ、設計。だから、これが、私は全ての出発点だろうと思います。

そのような議論は、まあ言うならば、附帯的な話で、皆さんの興味がある方はおやりになればいいんですけど、私は、その1点に集中すべきだろうと思います。

要すれば、問題は、それに基づいて、実際に工事業者さんがその工事を進めていかれたと。そうしたら、次々に空洞が見つかりましたと。次々にですよ、次々に。それで、最終的に67本——7か所全部先行掘削せざるを得ませんって。これは、予見可能とか不可能とか、そんな次元の話じゃないですよ。当然、予見されるから十何か所オールケーシングされたんでしょう。

しかも、そのためには、東畑さんのほうかどなたか知りませんが、ボーリング調査されたんですよ。そこなんですよ。それが、もう結論先言いますとね、そこが、どうも不十分ではなかったのかという話だけですよ。

先日の予算決算委員会で、その点を執行部に尋ねたところ、いや、とにかく地下のことは分らんと、やってみなきゃ分らんと。それで、事前に公共工事は経済性を重視されるから、あらかじめ余計なボーリングはせんという説明だったです。なるべく少ないボーリング調査した結果、それに基づいて、設計図書を完成させ、そして、それを業者に提示して、実際に工事をしてもらって、その結果、増額——増額になるものはやむを得ないよと。

ただし、あらかじめ全箇所最終的な全箇所57か所ですか、ボーリング調査されとるわけですよ、業者が。そういうことをして、結果的に減額っちゃうのは普通な

いんだという説明だったですよ、この前、執行部の。増額は、不可抗力によって増額になりましたと。これはいいけれど、減額っちゃうのは、執行部は普通そういうやり方しないんだと。これは、落合室長のあなたの答弁ですよ、そうおっしゃったでしょう、間違いでしょう。

ですから、もう、その1点に集中して議論を進めたらどうですか。明らかですよ。予見可能とか不可能とかありません。予見してるから——予見してるから18か所オールケーシングでするよって、そう判断されたんでしょ。

何か、私の今のことについて、認識が間違っていたら、東畑さん、訂正してください。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村フェロー。

○参考人（東畑建築事務所 中村文紀君） 今、坪井委員のことに対して、ちょっと抽象的になるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

前に模型がありますように、我々も当然地盤というのは見えませんので、ある一定のボーリング調査というもので予想するわけですね——あらかじめ予想する、それが設計ということになります。予想したものと実態と乖離しているかどうかというのは、まさに現場に入ってみないと分からないです。

例えば、地中障害というのがあるとして——予見できない地中障害ってあるんですね、ある岩盤が実は端っこにあった、それはもう掘削するのか、その上に建物を建てるのか、その時、現場で判断します。だから、あくまで設計図書は設計意図の表れですので、実態に則して、それがそのまま建つという確証はございません。

特に、地盤状況は非常に予見が難しいときがございます。健全な地盤ですと2か所取れば、それを一直線引き通せば、大体その支持基盤というのはあるんですけど、たまに、波だっている地盤もございます。そのときには5か所打ってそれを推定していくと。現場に入りますと、その杭に対して、最初に杭を打ち始めますと、支持層がやってくると、杭が硬くて回りにくくなるんですね。その段階で支持層というのが確定します。それが、試験杭とかいうことになるんですけど、その都度、地盤状況を確認しながら杭を打ち進めると。

ところが、今回の地盤は、我々、設計事務所——大手設計事務所の一員でございますが、初めてのケースです。

これ、いろんな論文を我々も調べましたが、これほどに——ここに見ていただい

たら分かりますように、1本の柱に対して、大体2本から3本杭打つんですね。

例えば、2本打つ杭、1本の柱に対して打つ2本の杭に対して、その支持層が1メートル以上ずれているというのは、過去経験したことはございません。

で、そこまでの差異は、今回の設計を行った——実施設計を行った際の、それを推定すべく打ったボーリング調査では把握し切れなかったというのが実情でございます。

ですから、現場に入りまして、さらに追加杭を3本というのも、一応、予備調査というか、建物がもともとあった位置はボーリングができないので、その部分を現場に入ったら直ちにやってほしいという旨の内容も、実施設計図書には書いておりましたけれども、そういったことで、なかなか予測しがたい。現場に入りまして、これ——その杭が所定の位置に打てるかどうかというのは予断を許さないという状況で、現場に入ったのも間違いございません。

で、その都度、我々は、もちろん健全な建物というのを設計していく、それから快適性、さらにはコスト合理性ですね、それを高めたもの、我々は、公共建築が4割以上を占めます。その中で、税金を使って建物を造るということを肝に銘じて、いかに合理的な設計をするかと、どちらかというところ過剰設計にならないように、設計のプロセスを踏んでいくといったことで現場に入りまして。それが、今回は、かなり我々としましては予想外の、そして、非常に不運な地盤状況にあるということが確定しました。それに対して、できるだけ速やかに、そして合理的——合理性を持って、現場でも対処してきたという実情でございます。

ですから、先ほど御質問がありました、設計のときに17本と言っていることにおいて、既に確定してるといえるのは、それは、そういう地盤状況はそういう状況であるということは分かっておりましたが、それが具体的に、どのような起伏をもっているかということは、今回の様々ですね、状況調査によって分かってきたということですので、もう少しだけしゃべらせていただくと、我々としましては、この地盤状況というのは非常に珍しいというか、我々にとっても初のことで、これまでも様々な文献を調べましたがございませんでした。

そういったことで、もし、1つでもこういった地盤状況での公共建築があれば、もう少し精度の高い実績ができたのではないかと思います。

したがって、今回、どのような形で建物が出来上がっていくかということも

ありますけれども、こういった状況を学術的なところで発表もしたいなと思ってい
るところでございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。発言のときは、聞き取りにくいのでマスクを皆
さん取っていただきますようお願いいたします、発言のときだけです。

○委員（坪井康男君） 今、るる御説明ありました。それはそうだろうと思いますが
ね、実施設計をされるにあたって、これは令和2年12月から令和3年3—2月ま
で設計されておる。その前提で10か所のボーリングをしておられます。

このときに、もう杭は67本打ちますよということも決定し、さっき申し上げまし
たように、このうち18か所がオールケーシング工法ですと、こういうことになつ
てるわけですね。

で、先ほどの御説明で、特異な地下の状況だとおっしゃったわけではありますが、
特異なのがゆえに、結局、調べる方法はボーリング調査しかないんでしょう。ほか
にはどうしようもないんですよ。

だから、特異なのがゆえに、ちょっと待てよと——ちょっと待ってよと、この10
か所だけじゃ足りんかもしれないねっていうお考えはなかったんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 木下構造設計室部長。

○参考人（東畑建築事務所 木下隆嗣君） 今の御質問にお答えします。

当初、まず——すみません、基本設計から実施設計に向かうに至って、地盤調査
の数も増やしていきまして、この地盤調査の数も、今回の美祢市様の庁舎の大きさ
からいきますと4か所ぐらいあればいいということで、当初、どんなふうになるか
っていうのを計画始めたんですけども、やはり基本設計で溶食洞が見つかりました
と。

さらに、実施設計では、杭の長さを決定していかないといけないということで、
その基本設計で得られた地質調査、このときも、地質業者の専門の知見も入れなが
ら、この場所の地形図も見渡しながら決めていったんですけども。ただ、数という
のは、やはり最終的には柱本数全てにやれば、まず確定するだろうというのは、当
然、執行部との間でも協議をしながら、ボーリング本数は決めていきました。

ただ、本数を全てやるっていうことと、あと、この地盤の知見も踏まえて、どれ
だけ合理的に本数を減らせるか、これは当然、地質の費用というものも、かなり大

きくなりますし、その辺はコストも見ながら——ただコストだけで優先したわけではございません。地盤の状況も、基本設計から連続で始めている中で、この本数を増やしていけば何とか杭の長さは決められるだろうという、そういう判断は、当然、協議をしながら決定しましたので、そのプロセスについては、段階的に数を増やしながら、詳細も把握しながらということも踏まえて決定していきましましたので、設計の段階では、本数としては適切だという判断で決めました。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今おっしゃった、当然、東畑設計事務所さんと執行部とのやりとりがあると思います。その記録をこの委員会に出してください。

それと、私が申し上げているのは、先ほどから地下の状況が予見不可能であったということ、この前、予算決算委員会で盛んに出たものですから、そんなことはないでしょうと、そういうつもりで私は申し上げておるんで、別に、その経済合理性とか公共工事の何とかかんとかで、全面にボーリング調査をするなんていうのは無駄だからやめようねって、それは普通誰でも分かります。分かりますが、ここまで結局、基本設計のときに6か所ボーリングですよ。そして、実施設計のときに10か所ボーリングしておられます。

その結果、やっぱりこれ地下おかしいねって、だから、少なくとも18か所については67本のうち18か所については、オールケーシング工法をとらざるを得ないとそう判断されたわけですよ。だから、予見ができなかったというのは、それは、実際に工事をされる建設業者にとってはそうですよ、予見できませんね。だけど、トータルで見れば、そういうことはあるかもねと、それは予測されてたはずですよ。

それで、実際にやってみたら、67本全部オールケーシングしなきゃいかんねって、ああ、やっぱりねって。まさか、そんなことがあったらと思うわんと。こんなことじゃないと思いますよ。やっぱりそうだったかと、こういう話ですよ。

ですから、私は、別に東畑さんを責めているわけでも何でもないですよ。

当然、執行部と話し合いの上そうされたわけであって、執行部のほうから盛んに予見不可能だと、不可抗力だという話が出るから、私は、それはちょっと違うんじゃないんでしょうかという立場で意見を申し上げたんです。

だから、やっぱり変です。地下が少しまともじゃないよってということは、もう18

か所の実施設計でオールケーシング工法せざるを得ないって、これ26%ぐらいですよ、全体の杭の。そこまで事実としてデータが示しているのに、予見ができませんでしたという話は、私は理解できません。

なぜ言うかといいますとね、実施設計のときに、もうちょっと——もうちょっとボーリング調査を増やしておられれば、これだけオールケーシングでせざるを得ないから、後、建設業者さん、実際におやりになるときに、お調べになって、逐一連絡を取りながらやりましょうということで、私は、工期がもうちょっと延びるのが少なかったんじゃないかという見立てをしているから、こういう質問をいたします。

私だけがあんまり占領するといけませんので、私の質問はこれで終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） 田原委員、どうぞ。

○委員（田原義寛君） 先ほど、予想外あるいは不運という言葉があったかと思うんですが、実際には、この新庁舎のみならず、周辺をぐるっと見ますと、例えば、道の反対側にはNTTの建物があったりとか、あるいは公共の施設、いろいろ建っているわけなんですけど、私が聞きたいのは、じゃあ新庁舎の場合は、なぜこれだけ杭を立てなきゃいけなかったのか。

例えば、その建物のサイズですよ。もちろん、一般の家屋もあたりとか、いろんなサイズの建物もあり、先ほど言ったように、ちょっと大きな建物はあるのに、じゃあ新庁舎に限り、なぜこれだけ杭が必要で予算が増額になってしまったのかっていうところを、専門家の立場として、もうちょっと丁寧な御説明が欲しいんですね。

じゃないと、実は、ここも大変な地盤だったけど、周り全て大変な地盤じゃないかっていうのは、私の意見からすれば、私、秋芳町に住んでおりますけど、穴だらけなんです。時に陥没もするっていうのは、地元住民だったら誰でも知っていることなんです。だけど、そこに我々生活している、もうずっと昔からですよ。生活っていうのがずっと続いてきて、特に、美祢市はまちが発展してるわけなんですけど、当然そこには建物が建っているわけなんで、じゃあ、その新庁舎とこれまでこっち——従来どおり建ってる建物との差はどこにあるのか、それは、もしかしたら法律的に建築基準法は変わったから、もうちょっとしっかり立てなきゃいけないんだっていう話かもしれませんし、あるいはさっき言ったように、もっと大きな建物なんで、しっかりと杭が固定されなければ困るんだという話かもしれません。

ど、もうちょっとその辺の差を専門家の立場から御説明いただけると幸いです。

○委員長（秋枝秀稔君） 木下部長。

○参考人（東畑建築事務所 木下隆嗣君） まず、今回の建物と一般の建物の違いを御説明します。

一般の建物といいますのは、建築基準法で決められている水準としては、最低限の基準で構造の安全性を確保します。今回の庁舎は、まず災害拠点になってございます。

国交省の基準でいきますと、最上級の耐震性能を要求するという建物ですので、一般の建物に比べると、これちょっと専門的にありますけども、建物の保有する耐力っていうのを計算で出します。この保有する耐力を1.5倍以上確保するというところで設計は終えてまして、そうするとどうなるかという、まず、杭を設計するには、建物の重さ、これは、高く積めば積むほど荷重が大きくなるんですけど、今回の地盤を見ますと、まず、杭支持じゃないと支えられない。で、周辺にある木造家屋ですと、ベタ基礎であるとか直接基礎で、建物の重さが軽いので面で支えれば、支えられるんですね。

ただ、今回の庁舎は、まず、そういう重要度係数って言われる1.5倍以上の強度を確保しないといけないという設計仕様ですので、そういう杭にかかる負担が1.5倍、2倍ぐらいかかります。それを今回、地盤調査の結果、表層部はあんまり地盤としては、通常N値と言われる地盤調査で、地盤の強度を計る指標があるんですけども、表層部あまり建物の重さが重いものは支えられないということで、杭を地業の比較をしながら選定したんですけど、杭で1点で支えると。そうすると、やはりしっかりした岩盤に、今回の場合でいきますと石灰岩なんですけど、石灰岩にしっかり乗せないといけないと。

で、その石灰岩をどのレベルにあるかというのを探っていきますと、今回、先ほど指摘ありましたように、溶食洞が想定できなかったか。それは、地盤調査の本数である大きさを探っていくながら決めていったんですけど、溶食洞がどういうふうに広がっているのかと、これは、なかなか先ほどから想定外って言わせていただいていますように、なかなかこの位置にこの大きさっていうのはなかなか測れないというところがあるんですけども、今回の庁舎の設計では、一般の建物よりも1.5倍から2倍以上の強度が必要だったということで、さらにしっかりした地盤で支えな

いと大地震のときにも大丈夫かっていうそういう検討まで今回やっていますので、その辺で、周辺の建物との違いが出ていますということです。

すみません、ちょっと説明になっているかどうか分かりませんが。

○委員長（秋枝秀稔君） まず、まず1番目の当初入札方法の確定までの経緯ということで、この件に関して——この件に関して、質問があればお受けいたします。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 先ほど来より、非常に貴重な御意見等、質問等が出ております。それに対しての、設計事務所のほうからも、適切なこういったという答弁も、私はあったと考えております。

いずれにしても、この現在の本庁舎は六十年——60年前に建設されまして、ボーリング調査もされたと思いますけれども、実際には、杭が3本程度とか、その程度と聞いて、今現在この建物ができております。

それで、今、現在平成——令和4年——3年、4年、現在になって、今回、溶食洞等、地盤のかなり変異があるということでの、これだけの杭打ちが67本という形になりましたけれども、当初とそして、今現在、建設基準というものがどのように変化してきたか、それについて説明ができればお願いしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 木下部長。

○参考人（東畑建築事務所 木下隆嗣君） ただいまの質問にお答えします。

60年前ですと、国の耐震基準でいきますと、旧耐震と言われまして、耐震性能がまずございません。ですから、当然地震が来たときには、今の基準よりも強度が不足していますので壊れてしまうと、そういうことになりますので、旧庁舎と現在、今工事中ですけれども、耐震性能でいきますと全く違いがありますというところで、まず基準は、旧庁舎では、今の耐震基準は守れてないというところがございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。

今回、設計事務所のほうから、ボーリングは当初、実施設計する前に、適切なボーリング調査されたということでありまして、実際やってみると、この想定外という言葉が出ました。想定外の溶食洞、地盤のこういった変節、こういったところを、最初から基本的には想定はできていなかったからこそボーリングの追加等、最終的には、オールケーシングで67本の杭を打たざるを得なかったという形の

説明があったと思います。

そして、今建っている新本庁舎にあっては、1トン近くの程度の構造物、セメントの塊とか想定——最初からそういったものがあるって分かってないですよ。そういったものも出て、そういったものを撤去するのに、また補正予算がついている。

いずれにしても、そういったところを考えると、本当に想定外続きの事務所ね——責任者の方も言われたけれども、想定外続きのことが起こったと、今までもこういったことがなかったと、ということ言われて、ここの美祢市地域というのが、独特な想定されないような大きな建物を建設する上においては、本当に地下というものが見えないし、大変な状況ということの説明、また、そういったための追加工事があったということでもあります。

いずれにしても、私も前回の特別委員会でお話ししましたが、宇部市にあっても、この120億円をかけての1期棟と2期棟、今、2期棟ができていますけど、1期棟のときには、炭鉱を掘った空洞があったということで、どこにその空洞があるか想定してるわけじゃないんです。

実は、ボーリングしてみて初めて分かることであって、それによって、宇部市にあっても、1期棟ができた場合には、実施設計、変更等があって、数億円の予算——補正予算を組まざるを得なかったと、こういったことも聞いております。

いずれにしても、補正予算が少なければ少ないほどいいんですけれども、実際的には、このように3億円程度の追加の——実際、建設にあたっての追加予算となったということで、それに対して、実際、ここまで大きな追加予算になったということに対して、どのようなお考えであるか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村フェロー。

○参考人（東畑建築事務所 中村文紀君） 今の岡山委員の御意見に対してお答えしたいと思います。非常に大きな追加予算ということになりましたけれども、我々としては、当初予算がございまして、設計を振り返りますと、かなり規模を縮小して、いかに小さな建物で市の財政の負担を少なくしながら建物を建てていくかと、我々一緒に考えさせていただいたわけですけども、それが、このような発注になったときに、同じような思いで現場も始まりました。

実を言いますと、追加でボーリングはしましたけれども、その17本のオールケー

シング、それが、もしボーリングの調査の結果がよければ、何本かでもオールケーシングをやめれば工期も短縮するし、さらに、工事費に対しても少し余裕ができるといったことで、それを現場管理、それから皆様とともに、当初は、少しそういった思いも持っていて、いかにこの空洞の部分を確定するかというようなことを、現場で非常に吟味いたしました。

ところが、結果は、調べれば調べるほど悪い方向に転んでいったんですね。それは我々からすると、非常に心苦しいですが、現実はそうであったと。既に、そこにそのものがあったということを確認していただけた作業になりますので、これは、後先のことを言っても意味はないんですけど、結果、あの土地にこの建物を建てようとする、それだけのお金が必要であったという認識をお持ちいただけないかなという思いはございます。

ただ、それをいかに少なくするかということも考えながら、現場では、毎日議論しながら、どのボーリング調査を先行すべきかというようなことも考えながらやったという経緯があって、結果として、その金額に膨らんだということですので、甚だ残念ではありますが、それは仕方ない——仕方ないという言い方は、ちょっと厳しいかもしれませんが、必要なお金であったと御理解いただけないかと思っております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、御説明がありましたけれども、残念ながらという言葉がありました。オールケーシングをやって、地下の状況が分かれば分かるほど、この杭を打つ本数が増えていかざるを得なかったということで、今、説明がありました。

基本的には、今の建築の基準から見たら、そこまできちっと対応してやらなければ、もし、それをしなければ、これができてから大きな地震がもしあった場合に、非常に大きな——この市で働く方、職員、また来客方、そういった方の命を守れないと、そういう今御答弁であったと、このように思っております。

要するに、お金が——か、それとも人の命か、こういった視点があれば、やむを得ざるやっぱり命を大事にするためのこういった追加工事、オールケーシング杭を67本も打って、人の命を守っていくための本庁舎をしっかりと建設していくことが大事ということでの今、事務所——設計事務所責任者からあったと思いますけれど

も、そういった認識でよろしいでしょうか。

最後、お伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村フェロー。

○参考人（東畑建築事務所 中村文紀君） そういうことで結構でございます。

特に、我々は、人の命を預かる。そして災害活動の拠点となるべく建物を造っておりますので、その設計において、先ほど、ちょっとうちの構造の人間も話ありましたけども、古い——60年前と今とは何が違うかということ、その後、我々は阪神を経験し、東北大震災を経験し、我々経験したことに対して耐えうる建物を設計することしかできないんですね。

阪神大震災の倍の大きさの地震が来たら、どうしたらいいのかということは考えられないんですね。それは過剰設計となります。同じように——だから、我々経験の基に、それやってきておりますので、今回も、我々は、最終的にこの杭施工において、健全で皆様の命を守る建物に資する基礎構造はできるものと確信ができましたので、今後もそれを貫いて、よい建物を御提供したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 三好委員、どうぞ。

○副委員長（三好睦子君） 今思えば、今3億円の追加になって、それが課題——問題になっておりますが、今思えば、私は思うんですけど、入札の当時の予定価格っていうのがありますから、17億4,000万円なんですけど、この予定価格の立て方というか、これが少し甘かったのではないかと思うんですけど、この内容っていうのは、市——発注者がこの金額決められたと思うんですけど、その内容をちょっと知りたいと思うんですけど。

私——市長は当時、市長になられたときに、次世代に借金を残したくないっていうのを所信表明で言われたのを思い出しました。それで、なるべく抑えようと思われたんでしょうけれど、予定価格のこれが甘過ぎたんじゃないかな。こういう地盤があるのっていうのも、もちろん御存じでしょうけれど、そういう次世代に残したくない、借金残したくないっていう思いが強かって、こう——こういうのに出たと思うので、この内容——予定価格の内訳っていうか内容とかいう、そういうところは地盤の——先ほどの地盤調査とかありましたが、その点をどのようにちょっと、ま

だ当時は入札、この業者さんは入っておられないので、市としてのあれがあったと思うんですけど、どのような考えだったんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合調査整備推進室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの三好副委員長の御質問にお答えいたします。

予定価格とはという御質問であったかと思えます。

予定価格は、以前というか——大昔で申し——昔で申しますと、工事の設計図書図面に基づきまして——設計図面、設計数量に基づきまして、担当者が積算によりまして工事金額を算出するわけでございます。

従前は、そのうち、諸経費部分の端数を切るなどして整数合わせとか、そういうことを昔はやっておりました。

しかしながら、それは、公共工事の金額の透明性なりの諸問題から、部切りというものはもうしないというルールになりましたので、予定価格、すなわち工事の設計金額のことでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） ここで2時15分まで休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時15分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩前に続き、会議を開きます。

続きまして、追加発注工事決定までの経緯についてということで、2番目のこれに入りたいと思います。執行部からの説明を求めます。中島主査。

○庁舎整備推進室主査（中島高輝君） それでは、2追加発注工事決定までの経緯についてを御説明いたします。資料1、今配信しました資料1を御覧ください。

こちらは、新本庁舎建設工事の起工から現在に至るまでを時系列でまとめたものでございまして、特に、事業費に係るものを抜粋しております。追加発注工事決定までの経緯ということですので、2設計変更に係る協議経緯を御覧ください。

設計変更に関しましては、変更に伴う事象が発生した場合、市庁舎整備推進室、監理業務受託者、東畑さんですけれども、及び建築JVの3者で打合せ協議を行いまして、監理業務受託者が精査をいたしまして、建築JVへ方針の指示を行い、建築JV

から市の監督職員へ工事打合せ簿でもって、方針の報告を行うといった流れでございます。

11月3日に工事に着手しまして、その後ボーリング調査に関する打合せから始まっております。提出された工事打合せ簿の内容が設計変更に関わるものであった場合は、市で精査を行いまして、概算金、金額を算出いたします。一度の協議ではなかなか決まらない事象も本工事は発生しておりまして、監理業務受託者、建築JVと協議を重ね精査をしまして、このたびの補正予算で御提出いたしました金額の根拠となりますのが、2ページ目からございます概算金額の項目の黄色で着色した欄に記載した金額でございます。

3月25日に全工区においてボーリング調査が終了しまして、金額の精査をいたしまして、4月28日に8,250万円と算出いたしております。

5月10日、全工区において、先行掘削、オールケーシング工事ですけれども、こちらが終了しまして、金額の精査をいたしまして、3ページ目の6月13日に1億1,220万円算出いたしております。

翌月の7月2日、全工区において杭打設工事が終了し、金額の精査をいたしまして、8月31日に3,960万円と算出いたしております。

なお、地中外障害物撤去と山留め工事に関しましては、8月12日に全工区で工事が終了しまして、精査をいたしましたところ、前ページの7月11日に地中障害物撤去の概算金額1,430万円、及び4月25日の山留め概算額、山留めの概算額880万円がそのまま増加金額となったところでございます。

また、根切り工事に関しましてですが、また、まだ現時点で工事が終了していませんが、おおむね8月31日の工事打合せ簿に記載された1,650万円で施行される想定でございます。工期の延伸に伴う諸経費の2,200万円を含めまして、建築工事における増額が2億9,590万円、電気設備と機械設備の各工事における増額分を合計しまして、総計が3億943万円の増額となりますが、こちらがこのたびの補正予算における継続費の増額金額となっているところでございます。

以上が、2追加発注工事決定までの件についての説明でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、質疑等ございませんでしょうか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今回のこの追加工事に関して随分質問があります。

今回本会議の中で、百条委員会の設置をちらつかせたから、こういったいろいろ資料が出てきたなど、出たんじゃないかなっていう気もしておりますけど、正当の工事でしたらですね、何で、議会に最初から周知を諮ろうとしなかったのかなっていう思いがして残念でなりません。

まず、執行部にちょっとお尋ねしたいんですが、工事の量、先ほどの監理をされておられる方も、やればやるほど悪くなったというふうな表現をされたんですが、執行部に対して、工事の量、工事費が想定できなかったにもかかわらず、一切議会に諮らずにですね、軽微な変更でできると断言、判断できた根拠と理由を説明いただきたい。根拠や確認もせず言われるままで、そうなんですかっていうふうにされたんじゃないかという疑惑を私は持ってますんで、根拠等をお知らせいただけたらと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

増額に係る経費が先般に申し上げております国土交通省のガイドラインに基づく、2割以内に収まる補償はあったのかという御質問ではなかったかと思えます。

ただいま送信しております資料を御覧になられましたら、概算の金額という右から2番目のところに金額が表示してあろうかと思えます。

先日の予算委員会ของときにも申しましたけれども、段階的にボーリング調査、そして先行掘削を増やしていきましたと、1か所ずつ確認をしながら増やしていきましたよという御説明を申し上げたところでございます。

つきましては、1つの協議に対して概算の金額を表示しておりますけれども、例えば、何本、何か所増やしますよというときに、最大の経費と申しますか、おおむねこれぐらいはかかるであろう。あくまでこれは国交省の指示書、協議簿の中でも概算金額で示すものというふうにされておりますので、そこは、概算で少し多めと言ったらちょっと語弊がございますけれども、悪くすれば、これぐらいまでいくだろうという考え方で、概算金額を算出しまして積み上げていったところでございます。

この流れの中で、一度たりとも、当初契約金額の2割を超過するようなときはございませんでした。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 当初からですね、議会に、その工事についての定義が何もありませんでした。今言われるみたいに積み上げ積み上げて積み上げて、4億、5億となった場合、どのようにされるおつもりだったのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

国土交通省のガイドラインのお話はもう幾度かしておりますので、十分に御理解いただいておりますと存じます。あくまで、私どもは、そのガイドライン上で、2割以内は軽微だという書き方を国土交通省のほうがしておるわけです。私どもは説明の中で、国土交通省としてはそういう定義をしているけれども、非常に大きいお金なんだと、市民から預かってるお金なんだということで、その金額の精査が出来次第、議会のほうへしっかりと諮って、そして、設計変更から契約変更に至りたいというふうに御説明を今までしているかと思えます。

もちろん、杉山委員がおっしゃいますように、当初請負金額の2割を超すというケースもないことはなかったかもしれませんが。ただし、そのようなことが起きるようであれば、それまでの時点を積み上げて、一度議会にお諮りするという所存であったと申し上げておきます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 中嶋次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 先ほどの杉山委員の御質問、ちょっと補足させていただきます。

先ほど落合室長から2割を超えない設計変更の御説明を差し上げたと思えますけれども、それと別に国交省のガイドラインによれば、発注者の留意事項っていうところに、箇所に記載がありますけれども、そこに定めておりますけれども、変更見込金額が請負代金の請負代金額の30%、さらにここで30%という数字が出てきておりますけれども、30%を超える工事は、現に施工中の工事、現在の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとするという記載がありますので、この基準に基づきまして、私どもは、軽微というのは、先ほどの落

合室長の説明のとおり、ガイドラインに書かれている言葉でございますけれども、3割を超えた分に関しましては、超えたものに関しましては、別途の契約という、ここを頭に置いて工事をしてきておりましたので、2割以内でありますので、特にその別途工事と別途契約というところは考えておりませんので、そのガイドラインに基づいて工事を進めてきたというところでございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今ですね、20%、30%の話が出ました。予定額を超えそうだったら議会に諮るつもりだったと言われたんですが、今配信しました工事打合せ簿、これ3月25日のものですが、ここの変更概要のところの下から2行目、9月議会において工期延伸、12月議会において、金額変更について議題として提出する。それまでは黙っておきましょうねと、こういう記録が残ってるんですよ。これをもってですね、あなた方は議会に諮ろうとしたというふうに言い切るんですか、もう一度お尋ねします。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、工事内容の変更に対します一覧を御提示いたしまして、御説明申し上げたところでございます。最後のところで申しましたが、いまだ根切り工事においては最終的な精算額は出ていないと。実際には、まだ基礎工事を今進めておりますけれども、根切りの中に埋め戻し部分も含めておりますので、今、埋め戻しをやっておる最中でございますので、その部分が金額が算出できていないということでございます。

で、この3月25日の協議書の中で、なぜそのような記述があるかということですが、当初、金額の精査が終わるのは、夏から秋にかけてではないかと、最終的な金額が御提示できるのがですね。数量的には、こうしますということが言えるものの、ほとんどがその見積りによる部分も多くございますので、実際に下請の事業者が動いた数量であったり、作業した数量であったりというところも精査していかなければなりません。そうすると、9月議会での補正予算の提示は非常に困難ではないかという判断をその当時はしておりました。

しかしながら、工期延伸につきましては、速やかに延伸の日数といいますか、月数を想定しまして、工期の延長の契約を結ばなければ、次に発注いたします別館の改修工事でありますとか、その工事を発注するにあたって、3月末を工期として発注する、令和5年3月末を工期として発注するというのは明らかに矛盾がございますので、オールケーシングだけを先にまずはかけ、その後、金額がはっきりと精査できた後、12月議会で補正予算をお願いしたいというふうに当初は考えておりました。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） だからですね、何回も今までも言ってきたんですけど、なぜその都度、その都度議会に知らせてくれないのかと。今となって遡ってみたら、この時点で話してるじゃないかとか、あの時点でこうしてるじゃないかという疑惑の念しか湧かないじゃないですか。どうして都度、都度に言わないんですか。

前も話がありましたけど、臨時議会でも何でもできるわけですから、予算が決まってなければですね、執行する予算が決まってなければ、全員協議会でも何でも方法あるじゃないですか、特別委員会だってあるんですから、なぜそれをしないのかと。議会軽視じゃないですか。それが言いたいんですよ。もう何を言われても、疑う気持ちしかなくなるんです、そういうことをされるとですね。

それから、東畑さんにちょっとお尋ねしたいんですけど、基本設計・実施設計で、何か溶食洞があるってということで派遣されて、調査が要るというふうになってきたわけですけど、私が思うに、もうそのプロポーザル自体がどういったものかっていう性質的なものもちょっと素人なんで分からないんですけど、ここの位置に建てる予定だったけど、どうも様子がおかしいからこっちに変えたほうがいいよねとか、計画の変更ですね、そういったものっていうのは考えられなかったんでしょうか。もう最初こういうプロポーザル案で出してるから、これをどんどん推し進めるしかないんだと、そういうものなんですか、ちょっと御回答いただけますでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村フェロー。

○参考人（東畑建築事務所 中村文紀君） 今の御質問にお答えしたいと思うんですけど、簡単にプロポーザルは、あくまで設計者選定といったことで、こういった考

え方ができる設計者であるということを認めていただいて、設計者として選定されたということですので、そのときの計画案というのは、あくまで我々の考え方を示すにとどめているというところです。

今、御質問のありました、敷地の中で、いろんなところに建てる可能性があったんじゃないかというお話ですが、もちろんいろんな可能性はあるんですけども、我々の今の現計画はですね、いかに現在の市民ホールが前面道路から視認できて、かつ桜並木を一望できて、それでいて、お祭りのときには、全体を使って広場が展開できるというようなことで、皆様のコミュニティの核となるような庁舎においては、今の位置が最もふさわしいと思っております。今も思っております。

ただ、そのときに、じゃあ地盤状況が悪いということが、この土地で、基本設計・実施設計やると、かなり複雑な地盤ではないかと想定されるといったことで、じゃあほかのところに建てることのできるんじゃないかという想定は、今度はまた、その地盤状況を調べて、かつ皆様とのこれ、市民の方々との意見とかですね、あるいは庁内の我々が提出したいろんな提案の考え方も全て刷新するということになってきますので、今のこの現時点で、全通ケーシングだということがそのときに分かっておれば一度御相談はしたかもしれませんが、我々にとって、地盤状況がそこが、そこだけがですね、悪いという確定もできない中で、あえて使い勝手の悪い、これから皆さんの交流の核となるような建物をしていく場所として、それを害するような場所に建てるという判断はできなかつたと確信しております。

ですから、この敷地の中、この土地で、今の建てるところで、先ほど申しましたように、防災拠点として、通常の建物の1.5倍増しの安全を確保することを技術上はできますので、そこで確保していくものがふさわしかったと今も思っております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） ありがとうございます。

ちょっと私としては、3億も使うんだったら、もっと術があったんじゃないかという思いでいっぱいなんで、そういう考え方もあるのかなというふうにしか聞こえません。

今、計画の変更のことについてお尋ねしましたけど、今度構造の変更ですね。私素人なんで耐震構造とか、免震構造とかっていうのがよく分からないんですけど、

お隣の長門市は、柱の根本にゴムの盤を置いたような免震構造というんですかね、それをされております。今となつては、この工事が安かつたんだとしか言いようがないと思うんですけど。

私、溶食洞が幾つも見つかったらですね、その時点で、耐震構造から免震構造へ構造の切替えとかですね、そういったことをすれば、工事費が安く上がったんじゃないかなという考え方も持ってるんですが、専門的なお話を伺えますでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村フェロー。

○参考人（東畑建築事務所 中村文紀君） 構造の者も参っておりますが、まず私のほうから、長門市庁舎も我々担当させていただいて、あのときは、建物構造というのは、免震、制震、耐震と大きく3つに分かれるんですが、それ、どの構造体をとっても、構造安定性を保って大地震に耐える構造は可能です。

ただし、免震にするということにはそれなりのメリットがありまして、要は、こういった場所で地震が起こりますと、一発目の地震は建物耐えるんですけど、あれ余震が続くんですね。そうすると、余震のたびに、みんなが身構えるということになって、防災活動拠点としてはふさわしくないんじゃないかっていうような考え方がございます。

そういったことで、免震構造を採用する場合はその居住性の問題、それから建物を受震しますので、上の構造体がスリムにできると、それは長門市庁舎がそのためにあったようなところがございます。木材というのは非常に高いので、免震を入れることで木材が細くなるんですね。ですからそれを採用したとか、いろんなケースバイケースでですね、耐震、免震、どちらも採用してきました。

特に、免震に向く地盤というのは、地盤が固い場合なんですね。要は下が、例えば岩盤であれば、その上に、ゴムで揺らすもの建てるんですね、非常に有効に効きやすい。ただし、これは四国でもありましたけれども、軟弱地盤ですね。今回の自分もそれに当たるんですけど、やわらかい地盤の上に、免震構造でありますと下の地盤も揺れちゃって、結局免震のゴムがスライドしないという事象が起こります。ですから、さらに重たくしないといけないとかですね、建物を重たくしないと揺れない。要は、免震効かないというのは、逆ぎやっというか、免震の下から上が軽くできると思っていたら、逆にウエイトをかけないといけないということにもなりまして、今回の美祢市様の地盤は、これまた残念で申し上げるのが忍びないんですが、

免震構造に非常に不向きな地盤であったと我々は思っております。補足ありますか。

○参考人（東畑建築事務所 木下隆嗣君） コストに関して言いますとですね、やはり今回の規模、特に建物の高さなんですけども、免震構造と耐震構造を比べますと、やはり免震構造を採用すると、地下深く掘り下げて、免震ピットと言われる免震ゴムの下にもう1つコンクリートの浴槽みたいなものをつくります。この部分で、かなりコストアップするっていうことで、耐震構造の建物と免震構造の建物が大体同じぐらいのコストになるというのが大体5階建て、6階建て、よく言えば、もう少し高くなる建物のほうからですね、免震のコストが抑えられて薄まるということで、今回の規模感からいくと、やはり最初プロポーザルのときは、私ども免震構造で提案させていただいたんですが、やはり設計を進める中で、免震構造、コストアップの要因が大きいというところで、耐震構造にまとめたという経緯がございます。

○参考人（東畑建築事務所 中村文紀君） 当初免震で、中等免震というものを提案した、そのときは5階建てだったんです。その後、建物のボリュームを絞るというようなことで、非常に低層化を図ったこともあって、免震から耐震にスムーズに移行できたということと、基本設計の段階で、地盤状況があまり芳しくないということも加味して、そして、コスト合理性を追求したという3つの要素を持って、耐震構造に踏み切ったという経緯がございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） すみません。私ばかり質問してはいけないんで、これで終わりにしたいんですけど、執行部の方にちょっとお尋ねしたいんですけど、軽微な変更ありきで、3億2,000万円ですか、3億2,700万円から20%でいったら。軽微な変更ありきで、逆にですね、工場を途中でやめてないかっていう不安もあるわけですよ。20%に到達するから、もうここで工事やめておこうと、そういう考え方も私は持ってるんです。

そこを執行部のほうは、どういった、何により工事が完了したか。もうこれで十分な強度に達しているとかですね、何により確認されて、この工事、追加工事が完結したんだという確認をされたのか、確認したいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたしま

す。

何をもって追加の工事が全て完了しているか、2割を超すから途中でやめたのではないかという御指摘だったと思います。

このボーリング調査にしろ、先行掘削にしろ、先般に申ししておりますように、1か所終わるごとに、発注者、受注者、そして、工事の施工管理をしていただいております東畑様でございますけれども、3者で常に打合せ等を行って、一本一本確認をしながら、そして次の箇所がまだやる必要があるのかないのか、そういう判断をしていながら、最後を迎えたということでございますので、決して、工事を途中でやめるというようなことは一切ございません。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほど配信されました資料の黄色い部分ですけれども、全部で3億943万円ですか、なっております。その都度かなりの金額が決裁されておりますが、これはどなたの決裁によって、この金額が決まっているのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中嶋部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

先般、予算決算委員——さきの予算決算委員会のために御説明差し上げましたように、こちらの黄色い、特に今回は黄色い金額に——黄色い部分に金額載せておりますけれども、こちらは発注者、それから受注者、それから設計事業者、こちらの3者の協議に基づきまして、設計変更の内容を決めまして、なおかつ、それによる工事の増額分については積算をして、金額——この増額金額となっております。こちらの決裁につきましましては、部長決裁、総務企画部長決裁としておりまして、総務企画部長は、その決裁内容を持ちまして、上司のほうに全て報告していると御説明したとおりでございますので、そのようにしております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 部長決裁は、これほどの高額のもので部長決裁できますでしょうか。上限は幾らになってますか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中嶋部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 先ほど、私が部長決裁と申し上げましたのは、こ

の金額、この調書についての決裁ではございませんで、こちらの変更内容につきましての決裁でございます。

つきましては、また今議会で、予算決算委員会で議決をいただきましたら、その後、契約変更という運びになりますけれども、その段階になりまして、初めて甲決裁となるものでございますので、こちらのほうは、3者の協議に基づく協議変更の決裁ということの御回答を差し上げたところでございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 分かりました。それでは、正式な決裁では、まだ決裁はされてないということでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中嶋次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

正式な決裁ではございますが、こちらの決裁につきましては、財務規則外の財務規則に定めている決裁の、それ以外の決裁ということで、協議書を決裁しているところでございます。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほど杉山委員より、議会への説明不足というお話がありました。工事費の増額や工期の遅れが問題になっていますが、私たちは、単に議会軽視を追求しているわけではありません。私たち議員に説明がないということは、私たちは市民からいろいろな質問を受けております。私もずっと最近まではもう、3月の終わりにはもう引渡しを受けて、5月の連休で移転するよというお話をしておりました。

ところが、今回出ました資料の中で、前回の9月28日の資料の24ページになりますけど、令和4年の1月11日の受注者と発注者の打合せにおいて、工期については、この内部打合せではやむなしとおおむね了解しながら、工期の表記については6月の議会までは3月竣工とするとあります。既に1月の時点で工期延伸は分かっているということだと思います。

先ほど杉山委員が言われたのは40ページの話です。そして、66ページになりますと、5月9日の議事録には、今回から実際の工程に合わせた工程表を提出してもら

っているが、議会承認は9月のため、工程表の使用は会議内のみとするとありまして、隠蔽工作が行われていたのではないかという思いを抱かせます。このようなことをどうしてされたのか、お尋ねします。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、3者協議の中で、工期延伸はやむなしという記載があるという御指摘であったと思います。

先ほど、配信いたしました工事事業費の変更に係る一覧でございますけど、一番最初の協議日が12月1日ということで、そこから順次、協議を繰り返しながら、ボーリング調査、そして、先行掘削の数量を順次増やしていったところでございます。

いまだ先が見えない中で、工期がまだ、どこまでに行くかははっきりと分からないけれども、もう工期が延びることは、そこで間違いないであろうということで、その協議簿の中にそういう記載があったのではというふうに考えております。

そして、もう1点でございますが、9月議会までは、3月24日の工期でというお話であったと思います。

工事の工程表と申しますのは、もちろん契約当初に契約書に基づいて作成するものでございますので、契約書に基づかない工程表をベースに動いておるっていうのは、非常に不整合と申しますか、実際には伸びるところはどこまでいくんだろうということは、3者で常に協議は重ねてはいきましたけれども、それをベースに工程表をつくってしまうというのはいかがなものかなという議論をそこでしたのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 分かりました。いろいろな理由はあるとは思いますが、これからはできるだけ早く、私たちは市民に伝える役目を持っておりますので、御報告いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員、どうぞ。

○委員（藤井敏通君） 私は、本件についてはもう一貫して言ってることは、地下が非常に不安定というか、基本設計の段階においてもある程度予見されてる、実施設計のときにも予見されてる。ただし、実際にどうであるかはボーリングをしてみないと分からない。で、やってみた結果が今回になったと、こういうずっと説明です。

それで、先ほど、東畑中村さんですか——も、いやこういう経験は、今までいろいろやってるけどなかったと、初めてだったという話もありましたけれども、現在の科学技術、例えば地下のあれを探るに、例えば超音波ですとか、そういうふうな、そういう技術か何かをもってすれば、例えばボーリングしなければ、どうしてもその状況が分からなかったというふうに言われてますけれども、別のそういう方法でも、ある程度、正確な状況とかが分かるんじゃないかなと、私は素朴にそう思っ
て感じてるんですよ。

したがって、そういう意味で、基本設計なり実施設計なりの段階において、これは随分、思ったよりもまあ穴があるよとか、地形がおかしいよっていうことであれば、そういう詳細な新しいっていうか、技術か何かを使うことで、もう少し実態っていうかを把握、そして、その段階で、本当にやっぱり今のような、六十何か所の工事が必要ということであれば、もっと早い段階に手が打てて、逆に、先ほど坪井委員も言われたけども、工期の短縮とかいうようなことにもなったんじゃないかなというふうに思うんですね。

だからその点、本当にボーリングしなければ、どうしても分からなかったのか。ほかの技術もあるんだけども、例えばそれを使うと、物すごいやっぱり費用とかがかかってということなのか。まず、この点は1点お聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 木下部長。

○参考人（東畑建築事務所 木下隆嗣君） 今の御指摘についてお答えします。

ボーリングに合わせてですね、私どもの表層探査、超音波でかける探査の検討もしております。現段階の技術でいきますと、超音波探査ってというのは、深さ10メートル、以下がちょっと判別できないということが分かってます。

実際に、私自身も神戸のほうなんですけど、地下鉄がどのあたりにあるかという探査を試みたことがあります。電波に届く距離がやはり10メートル超えると、何が表面上あらわれてくるのかってというのは、レーザーの跳ね返りで見えるものですから、

距離が長くなる、深度が深くなると、はっきり分からないっていうのも経験しております、その辺りのボーリング以外の調査のことも併せては検討しましたが、やはりなかなかこの溶食洞のはっきりした穴を見つけるには、もう確実なものはボーリング調査だっていうところに行き着きましたので、今回、ボーリングに至ったというところで、探査とか、いろいろ調査方法があるっていうのも検証は試みましたがというところで、報告させていただきます。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう1点、私がどうしても気になるところは、これは執行部のほうにお聞きしたいなと思いますが、先ほどの東畑さんの説明でも、やはり実際にボーリングをしてみて、どうも溶食洞があったりということで、従来の数ではとても足りないんで、もっとやるということで、結局67か所——65か所ですかね、全部やっちゃったということですよ。

それで、かなりもう早い段階から、これじゃあやっぱり3本、4本じゃ足りないねということで、少しずつ少しずつやられてますよね。結果的には、もう全部六十何本やらんといかんと。多分、この打合せのどこかの段階では、いやもうこれは、もう最大限六十何本、もうやらんといかんのじゃないかっていう話も、設計東畑さん、あるいは実際の工事する方からも出たんじゃないかなと。にもかかわらず、どうしてもこういうふうに、少しずつ少しずつやって、結果こうなったっていう、そこはね、何かやはり、そうやらざるを得なかったような理由っていうのがあるんですか。そこをもう1点お聞きしたいなと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

我々公共工事を進めていく中で、やはり今回の場合67本の——67か所の先行掘削なり、67本の杭打設という結果に——杭は元々67でございますが、先行掘削が67か所に最終的には至ったということでございます。

もちろん全か所をボーリング調査をやる、先にやってしまうということは選択肢としてはあるやもしれません。しかしながら、それが果たして、結果として67であったのかどうかでございます。少しずつ調査を進めながら、この隣もやろう、そこもやってみようというふうに進めていく中で、どこかでやらなくてもいい領域が出

てくる、最終的に65で終わったかもしれない、60で終わったかもしれない、そういう判断もございました。そういう意味で順次進めていったということでございます。以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の落合室長の説明をよいていうか、善意に解釈すれば、少しでも経費を下げんといかんと、だから、ちょっとずつちょっとずつやった、その結果、どうしても結局こうなっちゃったと。そういう、要するに、コスト削減っていうか、経費をかけたくない。もしやって、無駄だったら、以前言われましたけど、会計検査か何か、それに引かかると、また過疎債もプラスされるかもしれないとか、そういうふうな思惑で、できるだけ予算を使わないようにと、こういうふうな配慮でやりましたと、こういうことですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 落合室長。

○庁舎整備推進室長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃられましたとおり、最少の投資で、公共工事を進めていくものと、先日の予算委員会でも申しておるところでございます。

現建設農林部長も申しておったと思いますけれども、我々技師の中で、やはり公共事業は最少の投資で最大の効果を上げていかなきゃいけないということが本当にメインなところでございます。もちろん会計検査なりにも耐えるものでなければならぬ、過大なことはやってはいけないというところを念頭にいつも業務に努めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質問。

○委員（坪井康男君） 先ほどは、私1人が質問を独占しちゃいかんと思ひまして、1点だけで終わりました。イントロ的な質問で終わりました。

で、今、皆さん、大体意見が出そろったんじゃないかと思いますが、それを受けて、結論的視点で、確認を何点かします。

1点目、予見されなかったかって、あるいは想定外だったかと、これにつきましては、少なくとも執行部と東畑さんにおいては、当然予見されていたと思います。

理由はね、結局ね、よく工事をしますと昔の古い遺跡が出てきたり、あるいは不

発弾がボーンと出てきたりするんですよ。そういう場合はね、まさに想定外とこう言います。しかし、この地盤については、基本設計でもちゃんとおやりになってる。実施設計でも18本、オールケーシングでいかないと駄目だと、極めて明確に分かってますから、私は、執行部と設計事務所さんは予見可能だったと思います。しかしながら、工事をされる業者の方にとっては、これは予見不可能と思います。

そこでね、先ほど藤井委員の質問の中に、少しずつ少しずつ増やしたとおっしゃいますけど、正確には工事業者が実際に工事をするためには、自分たちが全部責任を負うことになるから、やっぱりそれこそ少しずつ何本か打ったと。

だけどね、これさっきの資料を見ますと、令和4年2月7日に、64か所をボーリングしたってデータがありますよ。これはね、工事業者さんがおやりになっとるんです。この時点でね、ほとんど全面に溶食洞が分布してると分かってたはずなんですよ。

繰り返し言います。設計者と執行部は、ひょっとしたら、これ全面に広がっているやも知らんという予見可能性はあったと思います。しかし、工事業者はね、実施設計どおりにやって、しかしながら、実際に工事をするために、1つずつ石橋をたたくような感じで、ボーリング調査を増やしていったんですよ。だから、これは工事業者はしょうがないですよ。

先ほどから、いろんな質疑応答の中で、主語がないんです。誰がってのが欠ける。そこに重要な問題があります。だから、執行部の基本認識は、まさかそんなことはあるまいと、つまり全面的に溶食洞が分布してると、まさかそんなことはないと思っていらっしゃったと思います。しかし、私はやっぱりねと、やっぱりねというのが事実だと思います。これが1点目。

2点目、結果的に、工事費が3億円増加、工期が5か月延伸となっておりますが、これは、れば、たらの話は、もう今や駄目ですけども、実施設計に、もう少し詳細な地質調査がなされていれば、工期の延長は防げたのではないかと。増加した工事費が入札時にきちんと工事業者に提示されていたのではない。

つまり、実施設計が私は中途半端だと思います。67本杭を打つのに18本だけオールケーシングでいいよと。そこに、一番の問題点の出発があると思っています。

さらに言えば、入札そのものが、本当に適切であったのか言えるのかちゅうことですよ。言えるのかと。

先ほど来より、落合室長の話では、工事をしとって、だんだんこれはいかん、これはいかんって、増額になる部分はいいと。ただし、過大な見積り、あるいはして、減額になることは許されないと。こういう姿勢が非常に強くにじみでています。そういう意味で、私は、入札そのものが、適正な形で行われたかと。

なぜなら、それは実施設計に基づいて行われてるんでしょう、積算は。私は、積算能力の問題だと思います。これは重要なポイントです、初めて言いますが、これが2点目。

3点目、これはもう先ほどから執行部へ、執行部が議会に説明がないじゃないかと、こういう話ですが、もう細かく言いませんけど、先ほど申したように、令和4年2月7日に、工事業者さんが実際に工事をするために、64か所を増やしてボーリングしておられます。それは、工事業者さんは、自分の責任になりますからね。この点が物すごく大事だと思いますよ。

ですからね、もっと早く分かってたんで、つまり私は、今、令和4年の3月には、これは相当増えるぞと、分かってたはずなんですよ。で、それを正確に、きちんと数字がはじけないから、9月議会程度でいいんじゃないかと、この判断がもう基本的に間違ってると思います。

要するに、議会、市民への報告、連絡というのは、市民そのものへの連絡です。市民の皆さん、この前から随分えって、そんなに庁舎が工事が延びるのって、3億円も増えるのって、これ大変ですよ、持ち切りですよ。あなた方議員は何をしとらんかと。随分私は追及されました。この点が3点目です。

最後は、4点目ですが、これはもう、要するに執行部と、実際に建築業者さんとお見えになってる設計業者さん、この3社の連絡、調整が必ずしも適切に行われていなかったんじゃないかと、こういう疑問を持ちます。

以上4点を総合して、この本件は、そう簡単に、ここは建設委員会ですから、議決の場ではありませんけど、私は、こんな予算をはいそうですかと、これ済んだ話ですよ、専決処分ですよ、言うならば。そうは言いませんけど、こんなことが認められますかというのが私の考えです。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 田原委員。

○委員（田原義寛君） 今日は、いろいろ予算の話が出てきてますけど、この新庁舎

等建設特別委員会始まったのが、設置について見ると、令和元年の9月26日設置ということになってるんですね。

私は、残念ながら、若輩議員ですので、元年の頃どのような話がされてたのかっていうのは、この議場にいたわけじゃないんで、つまびらかにはよく分からないんですけど、そもそもその予算のことに関してですね、この特別委員会に参加してる経過ですね、実際の予算が、じゃあどういうふうに増減してるのかっていうのを、もう一度ちょっとつまびらかにですね、市民の皆さんに示していただきたいんですね。

私が特別委員会に参加した当初だと、もっといろいろな予算の幅があったと思ってるんですね。で、それに対して、委員の皆さんも、いろんな発言があったかと思うんですけど、それを今、市長も公約されましたし、できる限り予算も抑えて建設したいってことで、この値段が出てきて、それに対して3億円、ちょっと値段がアップしてるんですけど、それ以前に議論されてた当初は、それじゃあどういう値段で、議論のやり取りがあったのか、各委員さんの発言があったのか、そういうところもきちんとつまびらかにした上で、いろいろと意見を言っていた方がいいんじゃないかと思ってるんですね。

それが、私も再三言いますが、建設した後にすぐに、例えば地震等で倒れてしまうやっぱり庁舎では駄目なんで、それはやっぱり先ほどの話もありましたけど、避難場所にもなるわけですよ。じゃあ、例えば60年もつような、しっかりした設計で3億、それがかかった分が高いのか安いのかっていうのは、市民の方々の判断もあろうかと思うんですけど、それじゃあ設置、この委員会が設置されてからどういいう予算の流れがあって、今に至ってるかっていうこともきちんと評価した上で、さらに議論を深めていただければと思います。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） これ意見ですね。その他ございませんでしょうか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） 今日はいろんな委員から御意見が、議論があったと思います。

その中で、私ちょっと気になったのが、議会への報告がないとか、遅れたとかいう話があったわけなんですけども、私もおかげで、4年間議長させていただきましたけども、いろんな変更とかある場合に、いろいろ報告なり相談なりあったと思う

んですけど、特に今回は、この新庁舎の特別委員会も会を重ねております。そうした中で、例えば委員長に今こうなってますよ、どうしようかというふうな、執行部から議会というか、委員会というか、その辺への説明というか、接触というか、その辺が本当になかったのかどうなのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思っておりますけども。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤澤部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議会への説明、不十分なところがあったという御指摘をいただいております。真摯に受け止めたいと思います。

で、実際に、我々、これまでしてきたところと申しますと、先ほど来、2月の末にその数字が出て、いろんな変更が出てるじゃないかということでありましたが、3月16日の新庁舎等建設特別委員会、この席におきまして、覚えていらっしゃる方もおられると思います。こちらでいろいろスライドを見ていただいて、現状、地質の状況ですとか、地盤の状況ですとか御説明申し上げて、その中で、執行部から工期について、3月末で終わらない、延伸の可能性がある、伸びていきますという御説明をさせていただいております。

続いて、6月の新庁舎等特別特別委員会の場合では、冒頭、委員長からもさきの特別委員会で、工期延伸と増額が必要であるということの説明もありということがあり、私どもとしては、確かな数字とかが確定はしておりませんが、3月でできたものと承知しております。

6月のときでは、6月の特別委員会の中で、現段階ということで、当時、工期を令和5年7月末というふうな説明をさせていただいておりますし、工事費については、おおむね2億円から3億円の追加となる見込みという説明を差し上げているところであります。

ただその時の委員会において、委員のほうからも、その規模感は分かるけども、もう少し早く、例えば、特別委員会はいつでもできるし、臨時会もできるので、早く開いて、開くように議会と調整して、説明するよというふうな御意見もいただいておりますが、今議会に至ったところであります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） 今藤澤部長がおっしゃったのは、この特別委員会の流れだと思うんですが、その委員会開かれる前に、今こうなってますよ、特別委員会開いてくださいとか、どうしましょうかという相談といつかね、その辺の接触があったのかなかったのかということがちょっと気になったんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 藤澤部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 議案そのものについて御説明というところではありませんが、我々としては議会のほうにも、現在の状況というのがありましたので、御説明申し上げ、お取り計らいといひますか、議会における審議についての調整はさせていただいてるところであります。具体的に、議案としては、こういった正式の会議、委員会ですとか、本会議で提案すべきものと考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 前特別委員長やらせていただきましたけれども、特別委員会をやる際には、その前日に打合せをしたと思いますが、それ以外は全然私は説明を受けておりません。副委員長も同じだと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） その他ございませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） ないということですので、それはそれでさうでしょう。

私は、議会への説明がない——遅いとか、ないとか、確かにそういう部分もあったかもしれません。だけど、殊更それをいかにも執行部がなんていいますか、隠しているとか、そういうイメージに行くのはちょっとお互いに不幸じゃないかなというふうに思っております。

今日の説明でも一生懸命執行部も説明されておると思いますが。納得いかない部分もあるかもしれませんが、その部分であれば、もう少し議論を深めていただきたいと思ひますし、せつかく新庁舎もできつつありますので、前を向いた議論を今後もしていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他ございましたらお願いいたします。その他として、委員の皆さんから何かありましたら。村田委員。

○委員（村田弘司君） 私は、予算決算委員長としての発言を許していただけますで

しょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、どうぞ。

○委員（村田弘司君） 過日行いました予算決算委員会で、いろんな審議をしました。質疑を受けました。その中で、もっと当特別委員会で議論を深めていただいて、その結果として、予算決算委員会を再度開いて、決を取りたいということを申し述べておりました。

ずっと私は予算決算委員長の立場ありますんで、今日は質問をちょっと控えておったんですが、いろんな御意見が出て、そして東畑の皆さん方も大変丁寧に説明いただいて、大変有意義な時間だというふうに思っております。委員長の御足労を大変感謝を申し上げて、続きの予算決算委員会に臨みたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（秋枝秀稔君） ありがとうございます。それでは、質疑等ないということで、これにて閉じたいと思います。

次回のこの特別委員会の日程ですが、副委員長と協議の上、通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、以上をもちまして、本日の新庁舎等建設特別委員会を閉会したいと思います。

なお、本日は、東畑建築事務所の皆様には、大変御多用中ですね、御足労いただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。では、これで閉じます。

午後 3 時 24 分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月11日

新庁舎等建設特別委員会委員長